

八代広域行政事務組合監査委員公告第2号

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査の結果に対する措置状況を、別紙のとおり公表します。

令和6年12月24日

八代広域行政事務組合監査委員  
八代広域行政事務組合監査委員

江崎 眞  
橋 本 幸



定期監査結果に対する  
措置状況  
(令和6年12月)

八代広域行政事務組合  
監 査 委 員

八消総 第271号  
令和6年6月25日

八代広域行政事務組合監査委員 様

八代広域行政事務組合管理者

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

監査対象年度 令和4年度

監査実施期間 令和5年7月6日 ～ 令和5年7月31日

指摘事項	<p>②令和4年度</p> <p>本部庁舎（高圧）電気料4月請求分（使用期間：令和4年3月1日～3月31日）の支出を令和4年度で行われていた。</p> <p>光熱水費の会計年度所属区分については、地方自治法施行令第143条第1項第3号に、「その支出の原因である事実の存した期間の属する年度」又は、「その支出の原因である事実の存した期間が二年度にわたるものについては、支払期限の属する年度」と規定されている。</p> <p>4月請求分については、使用期間の最終日が3月31日であることから、令和3年度で支出を行うべきであった。</p> <p>法令に基づき、適正な事務を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあったことについては、令和5年度の支払い回数で調整するように助言をいただいておりますので、当該電気料については、令和5年度で13回の支出を行っております。</p> <p>今後は、法令に基づき、適正な事務処理を行ってまいります。</p>

八消総第661号  
令和6年11月29日

八代広域行政事務組合監査委員 様

八代広域行政事務組合管理者

定期監査結果に対する措置状況について（通知）

このことについて、下記のとおり通知いたします。

記

監査対象年度 令和5年度

監査実施期間 令和6年7月8日 ～ 令和6年8月1日

指摘事項	<p>熊本県から交付があった令和5年度新型コロナウイルス感染症患者等入院医療機関等設備整備事業費補助金について、歳入科目が諸収入（雑入）となっていた。</p> <p>事業を実施するための経費について県から交付されたものなので、県支出金（県補助金）として収入すべきであった。</p> <p>適正な歳入科目による収入を行っていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった熊本県から交付があった補助金については、今後、歳入科目を県支出金（県補助金）として収入を行います。</p>

指摘事項	<p>歳入のうち随時の収入となるもので、納入通知書を発しないものについて、次のような取扱いが行われていた。</p> <p>① 令和6年3月分の自動販売機設置料が令和6年4月に振り込まれていたが、令和5年度の歳入として令和6年3月31日に調定が行われていた。</p> <p>② 防災指導車売却解体に伴う重量税還付金の還付申請手続が令和6年4月5日に行われていたが、令和5年度の歳入として令和6年3月29日に調定が行われていた（なお、この収入については令和6年6月6日に振込手続が行われており、出納整理期間を経過したことから収入未済となり、令和6年度の歳入として改めて調定が行われた。）。</p> <p>地方自治法施行令第142条第1項第3号の規定に基づき、随時の収入で納入通知書を発しないものについては、領収した日の属する年度の歳入としていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった納入通知書を発しない随時の収入については、今後、関係法令に基づき、領収した日の属する年度の歳入として取り扱います。</p>

指摘事項	<p>令和6年2月給与から源泉徴収を行った所得税を納付期限を過ぎて納付したため、延滞税1,000円が発生していた。源泉徴収した所得税は、給与などを実際に支払った月の翌月10日までに国に納めなければならない。</p> <p>事務処理の際の確認方法や管理監督者のチェック体制などを見直し、再発防止に努めていただきたい。</p>
改善内容	<p>指摘のあった所得税納付の遅延について、遅延が発生して以降、財務会計システム用パソコンの前にチェックシートを掲示しております。</p> <p>今後、担当係員及び係長が処理状況を随時確認し、再発防止を徹底してまいります。</p>

<p>指摘事項</p>	<p>令和5年度に支給を開始した扶養手当等において、次のように支給の始期を誤っているものがあった。</p> <p>① 子の誕生日から15日を経過した後に届出が行われた扶養手当について、支給の始期が届出を受理した日の属する月の初日としてあるものがあった。</p> <p>② 入居日から15日を経過した後に届出が行われた住居手当について、支給の始期が届出を受理した日の属する月の初日としてあるものがあった。</p> <p>③ 住居の変更、通勤経路の変更等の事実の生じた日から15日を経過した後に届出が行われた通勤手当について、支給の始期が届出を受理した日の属する月の初日としてあるものが散見された。</p> <p>扶養手当、住居手当及び通勤手当の支給の始期については、八代市一般職の職員の給与に関する条例第13条第2項、八代市職員の住居手当に関する規則第8条第1項及び八代市職員の通勤手当に関する規則第20条第1項において、いずれも同様に、事実の生じた日から15日を経過した後に届出がされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うことが定められている。</p> <p>条例及び規則の規定に基づき、誤りのない事務処理を行うとともに、再発防止に努めていただきたい。</p>
<p>改善内容</p>	<p>指摘のあった扶養手当等の支給の始期については誤った認識がありましたので、関係条例及び規則の規定について再度確認を行いました。誤支給された手当については返還が済んでおります。</p> <p>また、再発防止のため、手当支給に係る各種届出書が提出された際、記入された事実発生日から総務課において受理した日までの経過日数を担当係員が記入し、確認するようにしております。</p>